

子どもが**元気**！ 笑顔あふれるまち びぜん

備前市子ども・子育て支援事業計画
平成27年度～平成31年度



平成27年3月
岡山県備前市

はじめに

少子・高齢化が加速する今日、子どもの虐待、育児放棄、貧困等が社会問題化しており、早急な対策が求められている現状にあります。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートします。備前市では、平成26年度までを期間として作成した次世代育成支援行動計画を承継し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に「備前市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

市の総合計画では、「ひとつの備前市」としてのまちづくりをテーマに「教育のまち」を将来像に掲げ、子どもを通して市民が一つになろうとするストーリーを描いています。子どもの健やかな育ちは、備前市にとって最大の資源である「人づくり」の基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することが、未来への投資と考えるところであります。

子育て支援は、家庭をはじめ社会全体で子育て世代を支えていくことに尽きると言えます。備前の将来を担う子どもたちが、健やかに育つことができるまち「備前」をつくり上げていくために、地域の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

最後に本計画策定にあたり、ご尽力いただきました備前市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ご意見、ご協力いただきました多くの市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成27年3月

備前市長 吉村 武司

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画策定のプロセス	2

第2章 子育てをめぐる状況

1 人口・世帯の状況	3
1-1 人口・世帯数の状況	3
1-2 人口動態	4
1-3 年齢別人口の推移	4
1-4 婚姻件数等の推移	5
2 家庭・労働の状況	6
2-1 世帯構成の状況	6
2-2 就労状況	7
3 教育・保育の状況	9
3-1 保育の状況	9
3-2 教育の状況	10
4 ニーズ調査結果	11
4-1 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無	11
4-2 母親の就労状況	11
4-3 平日利用されている事業（教育・保育事業を利用している人のみ）	12
4-4 平日、定期的に利用したい施設や事業	13

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	14
2 基本目標	15

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定	16
2 保育の必要性の認定	17

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 児童人口の推計	18
2 家庭類型の割合の算出	19
3 幼児期の教育・保育の量の見込み	19

第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	23
1-1 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）	23
1-2 地域子育て支援拠点事業	24
1-3 妊婦一般健康診査事業	25
1-4 乳児家庭全戸訪問事業	26
1-5 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	27
1-6 子育て短期支援事業	28
1-7 ファミリー・サポート・センター事業	29
1-8 一時預かり事業	30

1-9	延長保育事業	32
1-10	病児・病後児保育事業	33
1-11	放課後児童クラブ事業	34
1-12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	35
1-13	多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業	35
2	幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の確保方策	36

第7章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

1	認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方	37
2	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割	37
3	幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続(保幼小連携)の推進	38

第8章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1	特定教育・保育施設等の環境整備	39
2	情報提供の充実	39

第9章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

1	児童虐待防止対策の充実	41
2	母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	42
3	障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実	43

第10章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	44
2	仕事と子育ての両立のための基盤整備	45

第11章 放課後子ども総合プランに基づく取組に係る放課後児童クラブと既存事業等との連携

		46
--	--	----

第12章 計画の推進

1	庁内における各課の連携強化	48
2	関係機関や市民との協力	48
3	国・県との連携	48
4	計画の点検評価	48

資料編

資料1	備前市子ども・子育て会議条例	49
資料2	備前市子ども・子育て支援対策会議規程	51
資料3	備前市子ども・子育て会議委員名簿	53
資料4	子ども・子育て支援法(抜粋)	54
資料5	ニーズ調査概要	58
資料6	用語定義	61

※平成27年4月より機構改革に伴い、こども課は「こども育成課」と「子育て支援課」の2課となります。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国においては、急速に少子高齢化が進行しています。それは晩婚化、晩産化、未婚化の進行などが原因としてあげられますが、子育ての経済的負担感や、経済情勢等による新たに子どもを持つことへのためらいなど、社会環境の変化に伴うさまざまな要因も顕在化してきました。少子化の進行が継続すれば、将来的に労働力・消費市場の縮小や社会保障負担の増大、子どもの社会性や自主性の低下など、社会全体に深刻な影響が予想されます。

国は、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、迅速かつ重点的に整備するよう定めるとともに、平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法などの改善が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。

本市では平成 22 年 3 月に「備前市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもたちの健やかな育ちや自立が促されるよう、親自身の育ちを支援するとともに、子育て支援社会の形成を目的として、これまでにさまざまな子育て支援施策を積極的に推進してきましたが、この度、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「備前市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子育て家庭を対象として、本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、本市では、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

本計画は、さまざまな分野の取組を総合的、一体的に進めるため、「備前市総合計画」をはじめ「備前市男女共同参画基本計画」、並びに「健康びぜん 21・備前市食育推進計画」「備前市障がい者計画」などの諸計画との整合性を図りながら定めます。

3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

計画の期間

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
備前市次世代育成支援行動計画（後期計画）									
						備前市子ども・子育て支援事業計画			

4 計画策定のプロセス

本計画の策定にあたっては、子育てに関する現状や生活実態、本市の施策に関する意見や要望などを把握するため、未就学児を持つ保護者に対するニーズ調査を実施しました。

ニーズ調査の概要

	幼稚園	保育園	未就園児	合計
調査対象数	314	389	351	1,054
回収数	292	331	144	767
回収率	93.0%	85.1%	41.0%	72.8%
調査方法	園による配布回収		郵送配布郵送回収	

また、関係者の意見を十分に反映させるため、庁内関係部署で検討を行うとともに、子育てに関する団体などの代表者や学識経験者により構成される「備前市子ども・子育て会議」を開催し、十分な検討を行いました。

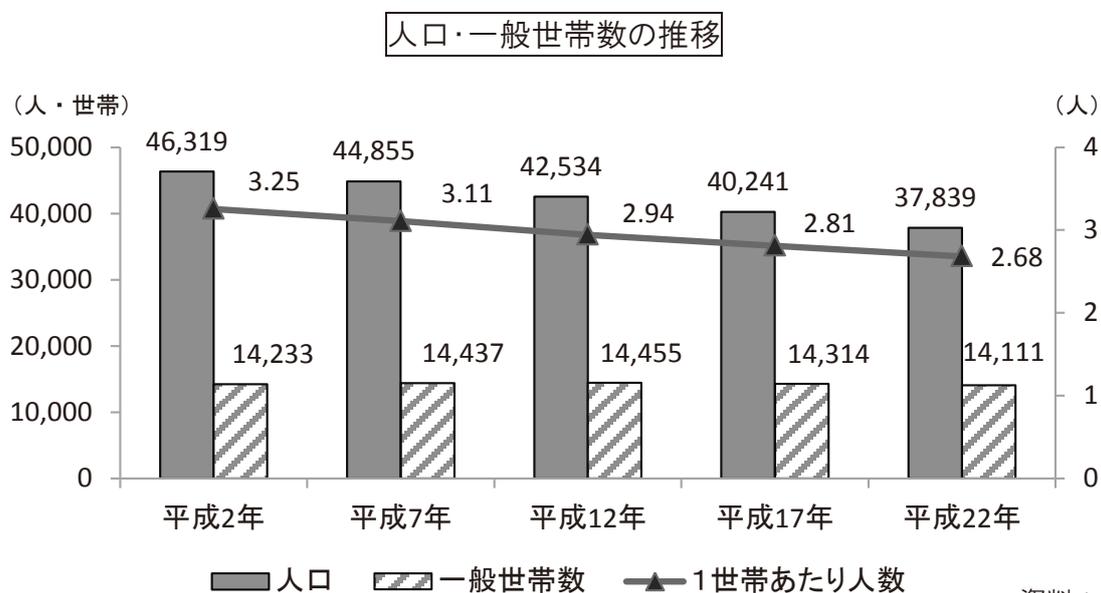
さらに、市民意見を反映するため、平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月にパブリックコメントを行いました。

第2章 子育てをめぐる状況

1 人口・世帯の状況

1-1 人口・世帯数の状況

人口は、平成2年の46,319人から平成22年の37,839人へと8,480人減少しています。また、世帯数は14,000世帯前後で推移しています。人口は減少しており、世帯数に大きな変化がみられないため、1世帯あたり人数は、平成2年の3.25人から平成22年の2.68人へと減少しています。



人口・一般世帯数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口 (人)	46,319	44,855	42,534	40,241	37,839
一般世帯数 (世帯)	14,233	14,437	14,455	14,314	14,111
世帯人員 (人/世帯)	3.25	3.11	2.94	2.81	2.68
人口伸び率 (%)	100.0	96.84	91.83	86.88	81.69
世帯数伸び率 (%)	100.0	101.43	101.56	100.57	99.14

※人口伸び率、世帯数伸び率は、平成2年を100とした数値
資料：国勢調査

1-2 人口動態

人口の動きである「人口動態」は、出生・死亡からみる「自然動態」はマイナスであり、死亡人数が出生人数を上回っている状態にあります。

また、転入・転出からみる「社会動態」も同様に、転出が転入を上回りマイナスとなっています。平成25年では、自然動態がマイナス333人、社会動態がマイナス286人、合計619人の人口減少となっています。

人口動態の推移

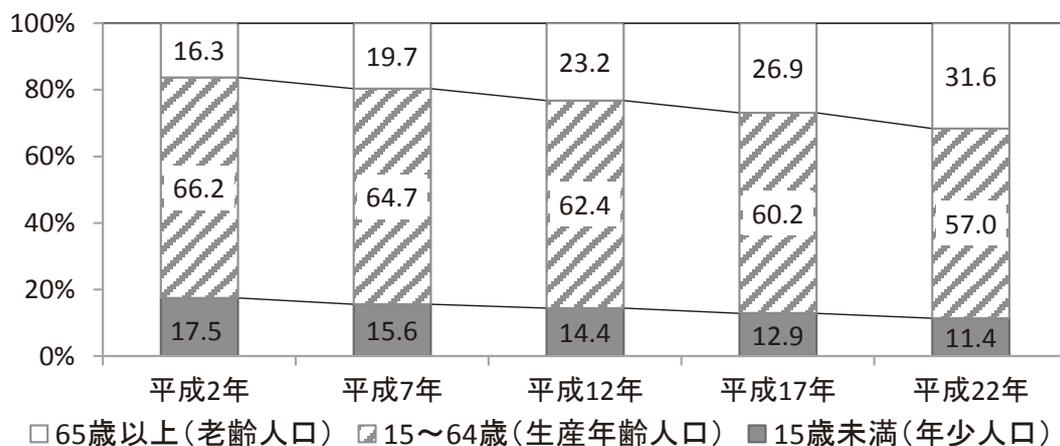
	自然動態			社会動態			総計
	出生	死亡	計	転入	転出	計	
平成21年	217	483	-266	942	1,238	-296	-562
平成22年	220	469	-249	868	1,076	-208	-457
平成23年	252	511	-259	900	1,175	-275	-534
平成24年	232	533	-301	915	1,089	-174	-475
平成25年	214	547	-333	916	1,202	-286	-619

※単位：人
 ※前年10月から当年9月までの計
 資料：岡山県毎月流動人口調査

1-3 年齢別人口の推移

年齢3区分別人口構成は、平成2年では17.5%を占めていた「15歳未満人口」は、平成22年で11.4%と大幅に減少し、一方で65歳以上人口は16.3%から31.6%と2倍程度増加しています。

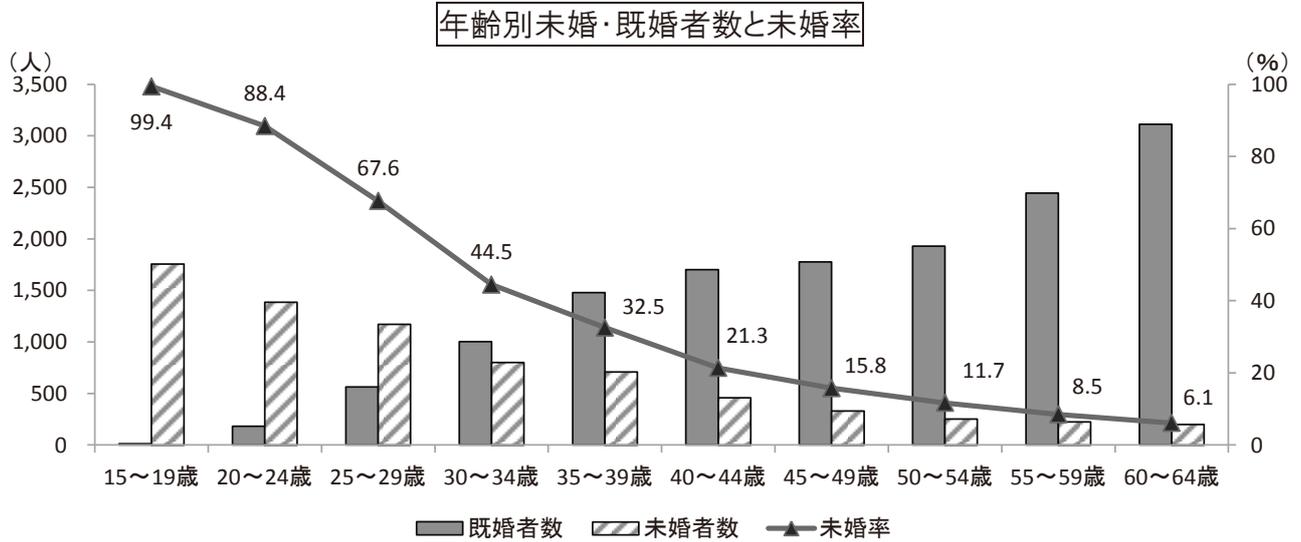
年齢3区分別人口構成比



資料：国勢調査

1-4 婚姻件数等の推移

年齢別の未婚率については、25～29歳では67.6%、30～34歳では44.5%、35～39歳では32.5%と30歳代が婚姻年齢の中心であることがうかがえます。

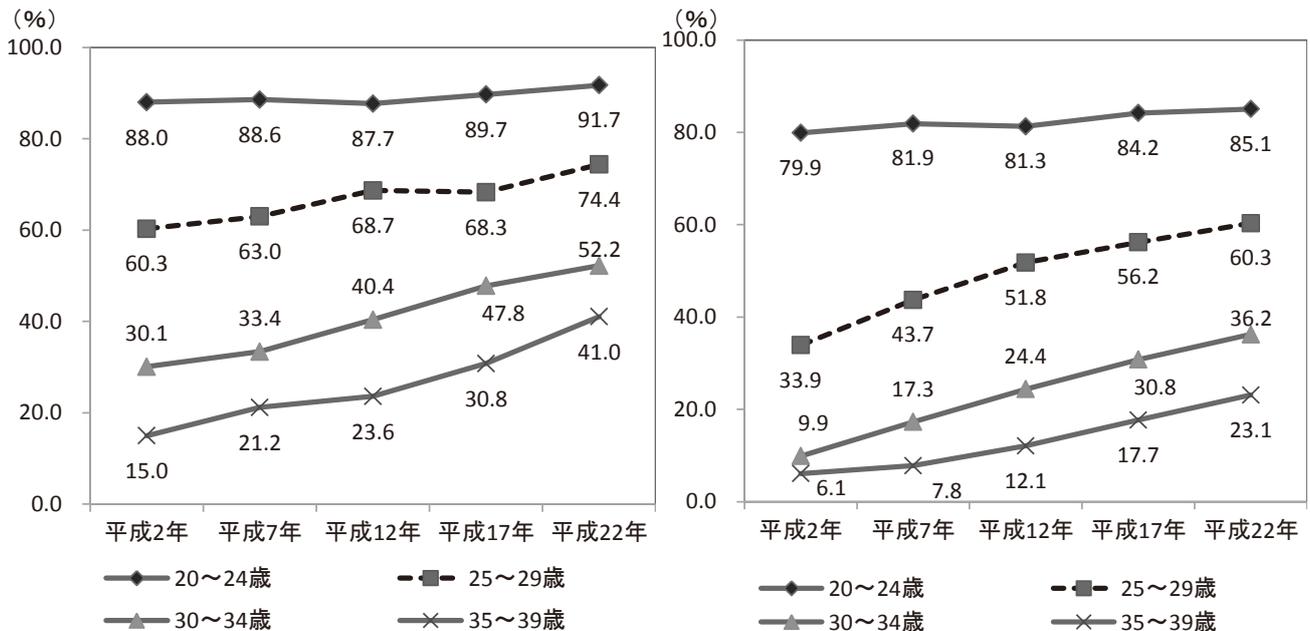


資料：国勢調査（平成22年）

男女ともに未婚率は、増加傾向で推移しています。

未婚率の推移(男性)

未婚率の推移(女性)



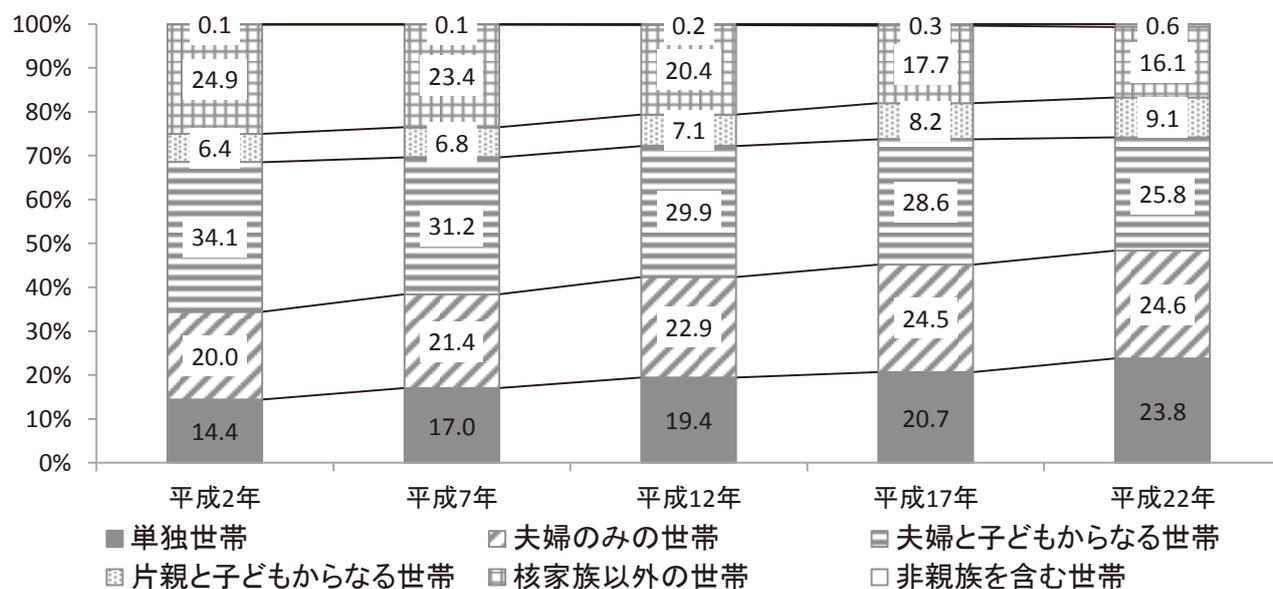
資料：国勢調査

2 家庭・労働の状況

2-1 世帯構成の状況

世帯は「単独世帯」「夫婦のみの世帯」「片親と子どもからなる世帯」が増加しており、「夫婦と子どもからなる世帯」「核家族以外の世帯」が減少していることがわかります。

世帯構成の状況



資料：国勢調査



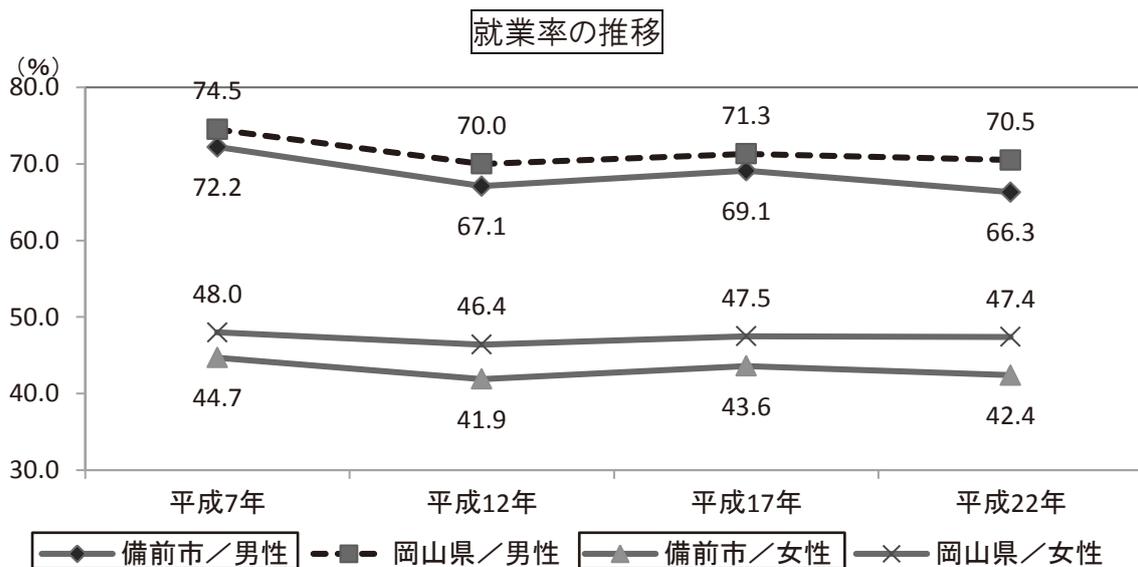
世帯の状況

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数	14,233	14,437	14,455	14,314	14,111
単独世帯	2,051 14.4	2,454 17.0	2,806 19.4	2,956 20.7	3,358 23.8
核家族世帯	8,623 60.6	8,587 59.5	8,669 60.0	8,779 61.3	8,400 59.5
夫婦のみの世帯	2,853 20.0	3,088 21.4	3,314 22.9	3,509 24.5	3,472 24.6
夫婦と子どもからなる世帯	4,854 34.1	4,511 31.2	4,329 29.9	4,099 28.6	3,644 25.8
片親と子からなる世帯	916 6.4	988 6.8	1,026 7.1	1,171 8.2	1,284 9.1
核家族以外の世帯	3,546 24.9	3,385 23.4	2,954 20.4	2,537 17.7	2,272 16.1
非親族世帯	13 0.1	11 0.1	26 0.2	42 0.3	81 0.6

※上段：世帯、下段：構成比%
資料：国勢調査

2-2 就労状況

就業率は、男女ともに岡山県の平均を下回って推移しています。

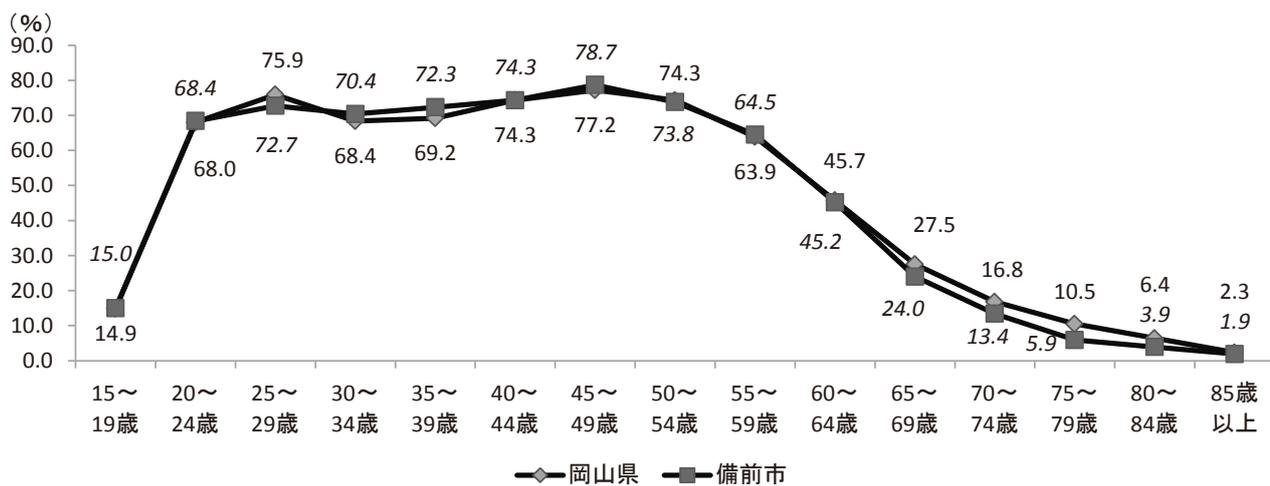


資料：国勢調査

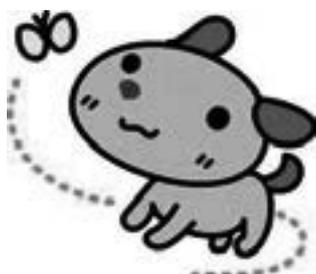
平成 22 年における女性の年齢別就業率は、岡山県と比べて、30 歳代では高く、65 歳以上の高齢者層では低くなっています。

市の 3 割以上を占める高齢者層の就業率が岡山県より低いため、女性全体の就業率は岡山県を下回っています。

女性の年齢別労働力人口比率



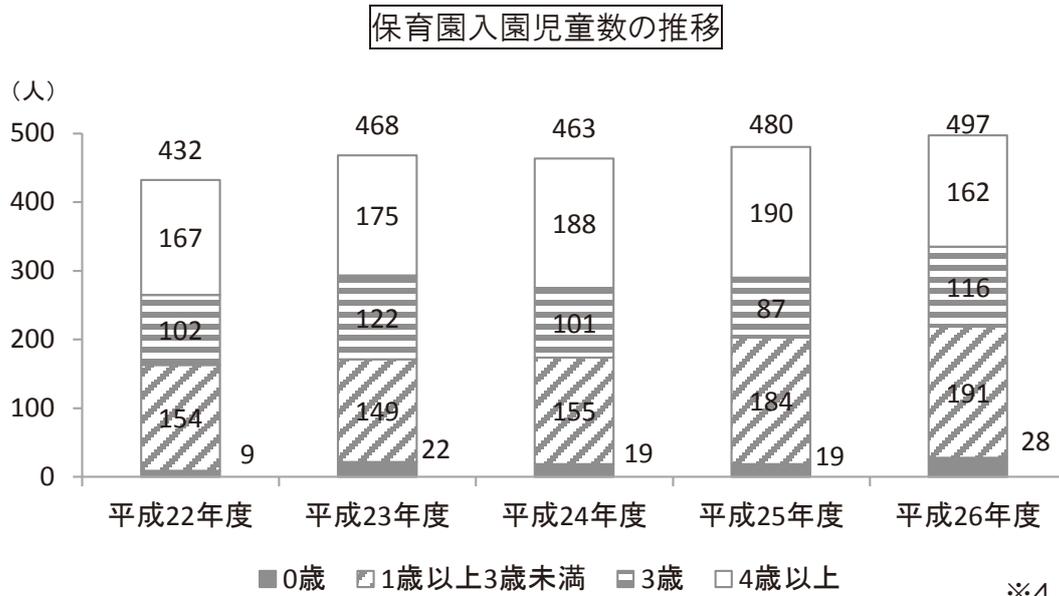
資料：国勢調査（平成 22 年）



3 教育・保育の状況

3-1 保育の状況

保育園入園児童数の状況は、平成22年度の432人から平成26年度の497人と増加しています。



保育園の概況

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経営別 施設数	市立	11	11	11	11	11
	私立	1	1	1	1	1
保育士数		86	89	82	83	78
学齢前児童数		1,436	1,404	1,429	1,380	1,298
定数		700	700	700	696	726
入園率		30.1	33.3	32.4	34.7	38.3

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総数	432	468	463	480	497
0歳	9	22	19	19	28
1歳以上3歳未満	154	149	155	184	191
3歳	102	122	101	87	116
4歳以上	167	175	188	190	162

※4月1日現在
資料：福祉事務所

3-2 教育の状況

幼稚園の状況は、市内9園で309人の園児を受け入れており、1学級あたり園児数は、地区により大きな差がある状況です。

幼稚園の概況

	学級数	園児数			1学級あたり 園児数
		総数	男	女	
総数	26	309	162	147	11.9
香登	2	12	5	7	6.0
伊部	2	31	13	18	15.5
片上	2	22	14	8	11.0
伊里	6	46	20	26	7.7
東鶴山	1	6	1	5	6.0
三石	3	8	6	2	2.7
日生	4	80	43	37	20.0
吉永	4	94	54	40	23.5
神根	2	10	6	4	5.0

※平成26年5月1日現在
資料：教育委員会

小学校の状況は、市内13校で1,546人の児童が在籍しており、1学級あたり児童数は、地区により大きな差がある状況です。

小学校の概況

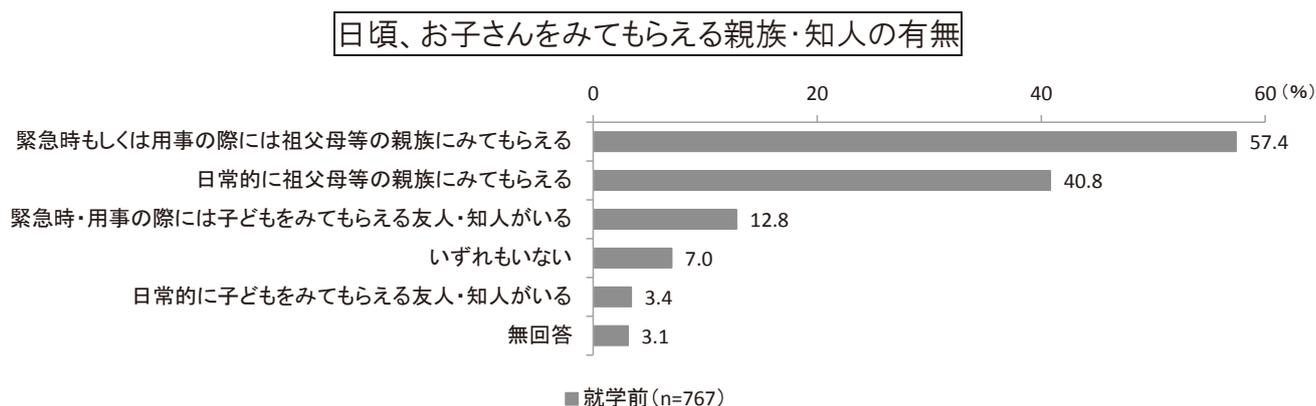
	学級数	児童数			1学級あたり 児童数
		総数	男	女	
総数	75	1,546	831	715	20.6
西鶴山	6	79	46	33	13.2
香登	6	111	60	51	18.5
伊部	10	278	150	128	27.8
片上	6	146	80	66	24.3
伊里	10	250	137	113	25.0
東鶴山	5	50	22	28	10.0
三石	6	76	39	37	12.7
日生西	6	150	80	70	25.0
日生南	2	11	6	5	5.5
日生東	6	171	89	82	28.5
吉永	7	207	115	92	29.6
神根	3	13	7	6	4.3
三国	2	4	0	4	2.0

※平成26年5月1日現在
資料：教育委員会

4 ニーズ調査結果

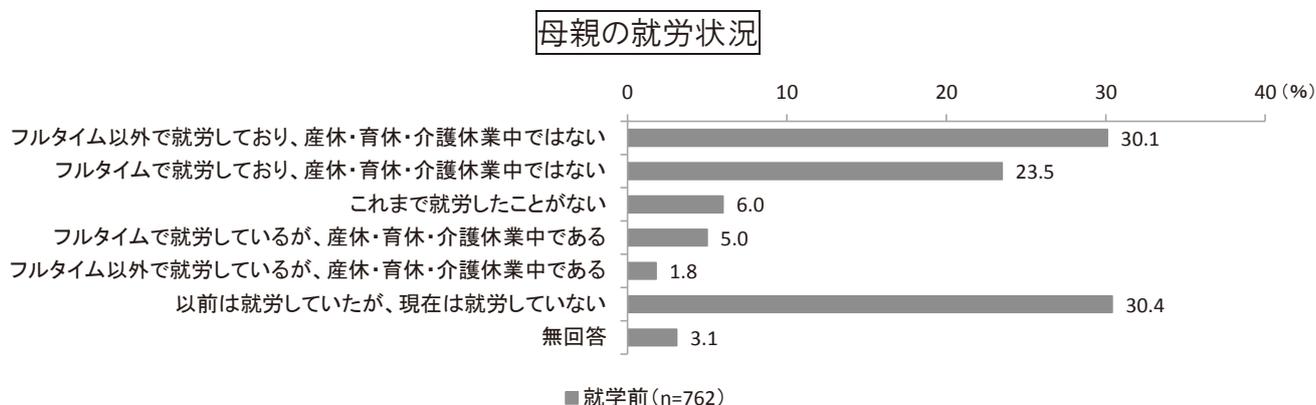
4-1 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無

日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無について「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が57.4%であり、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が40.8%となっています。



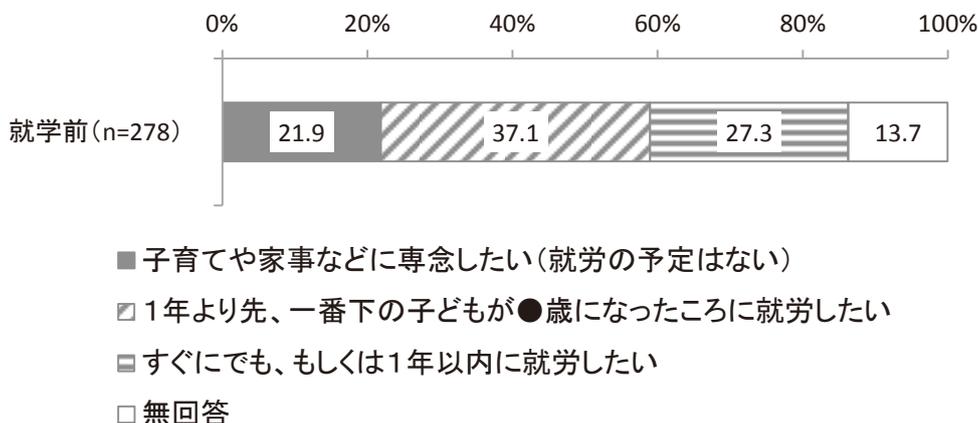
4-2 母親の就労状況

母親の就労状況について、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した割合が30.4%と最も高く、次いで「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(30.1%)、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(23.5%)の順になっています。



現在就労していない母親の就労希望について「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」と回答した割合は37.1%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」と回答した割合は21.9%となっています。

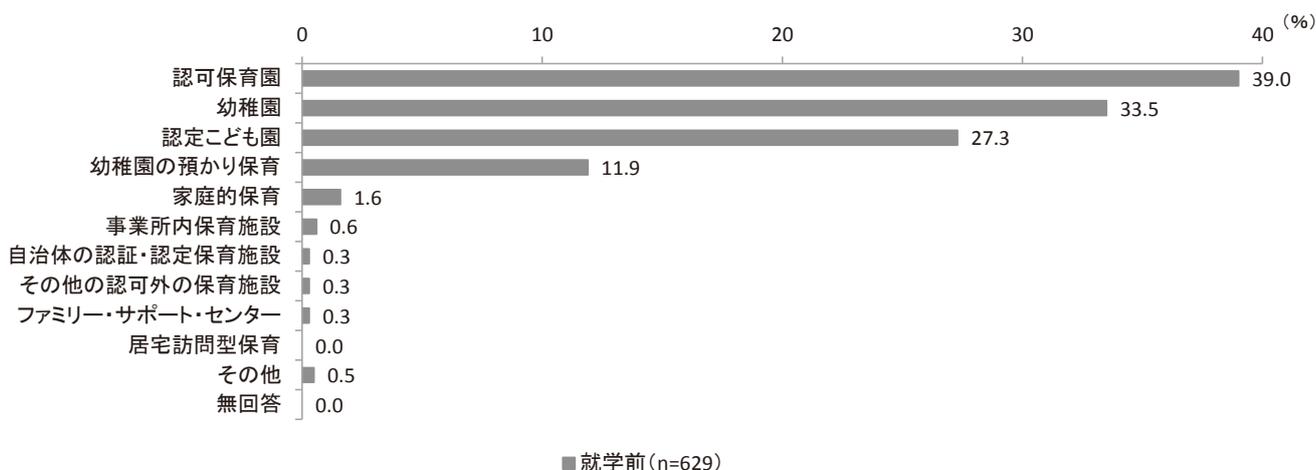
現在就労していない母親の就労希望



4-3 平日利用されている事業（教育・保育事業を利用している人のみ）

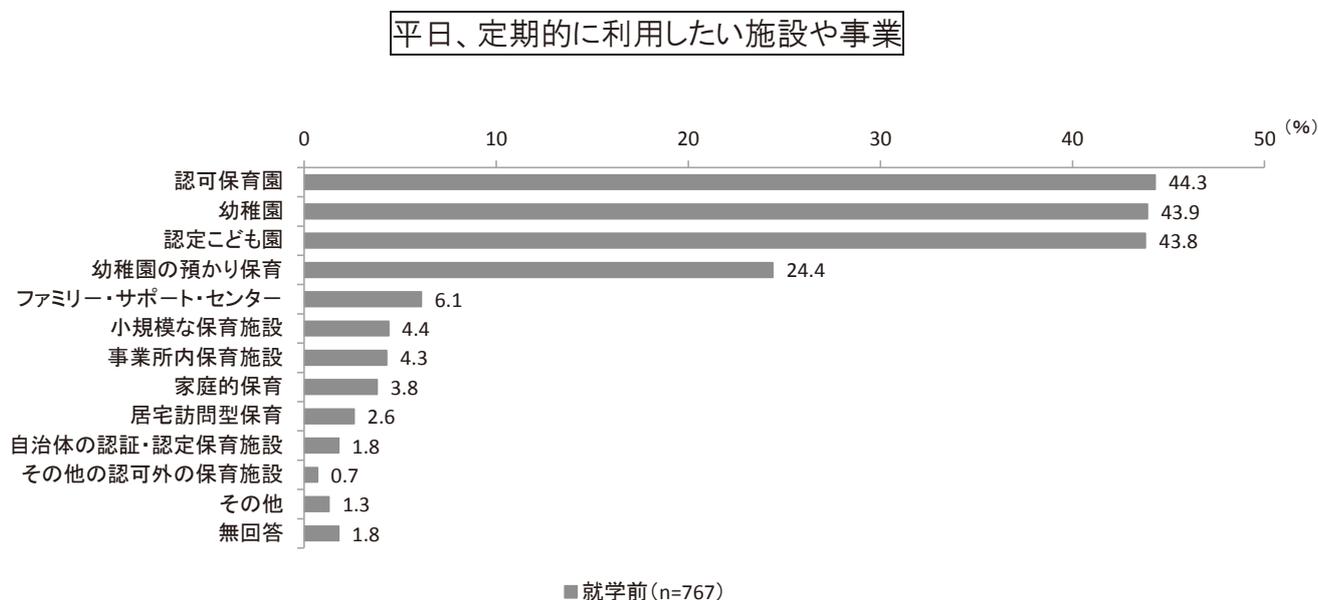
平日利用している事業について、「認可保育園」と回答した割合が39.0%と最も高く、次いで「幼稚園」（33.5%）、「認定こども園」（27.3%）となっています。

平日利用されている事業



4-4 平日、定期的に利用したい施設や事業

平日、定期的に利用したい施設や事業について、「認可保育園」と回答した割合が44.3%と最も高く、次いで「幼稚園」(43.9%)、「認定こども園」(43.8%)の順になっています。



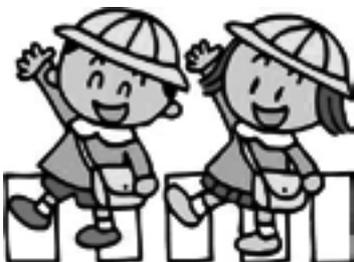
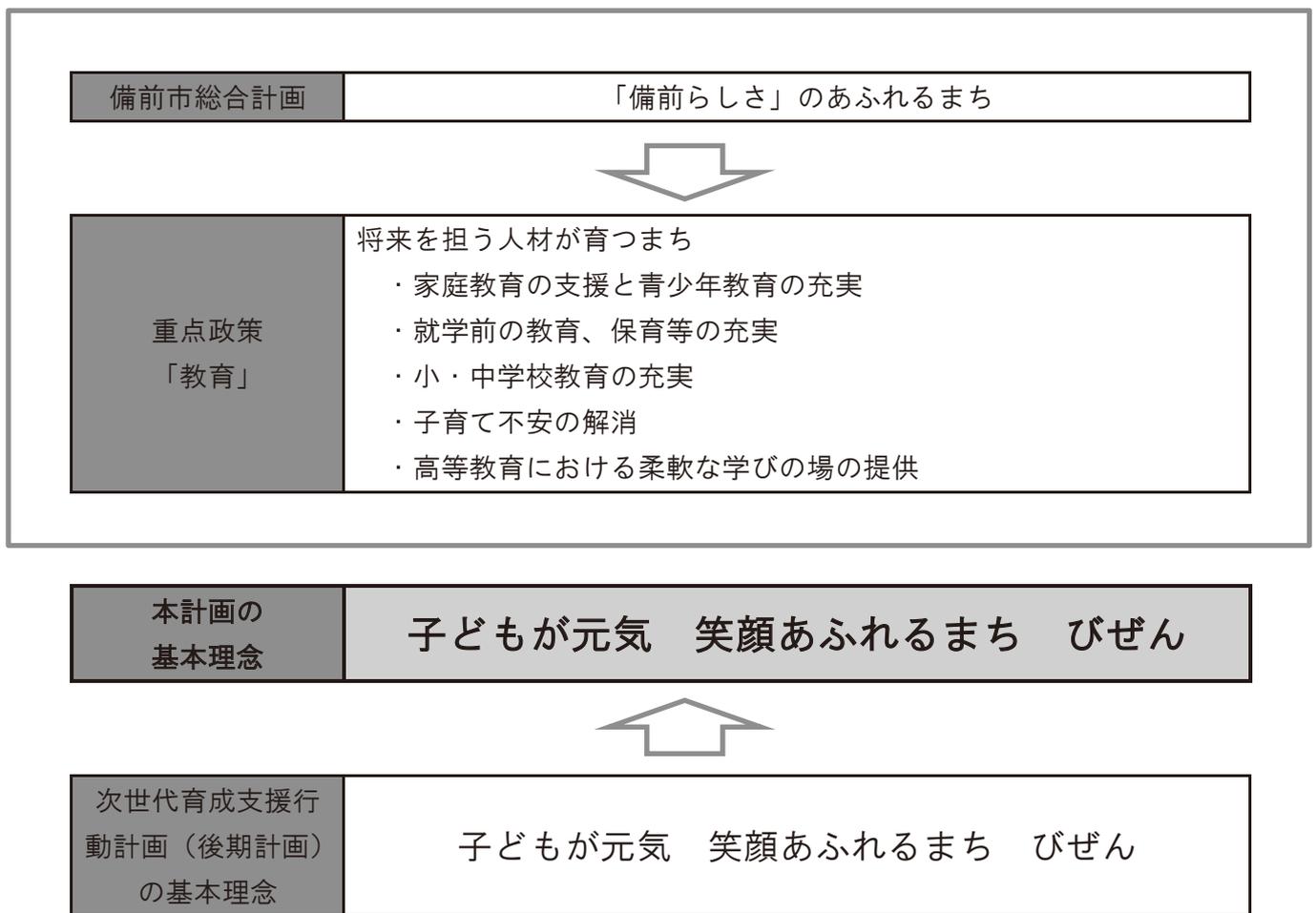
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

上位計画である「備前市総合計画」（平成 25 年 9 月策定）においては、基本理念を『「備前らしさ」のあふれるまち』とし、重点政策「教育」では、「将来を担う人材が育つまち」を掲げ、乳幼児期から心を育てること、学力を高める取組を行っています。本計画は、「備前市総合計画」における子育て支援に係る部門計画の役割を担っています。

備前市次世代育成支援行動計画（後期計画）においては、基本理念を【子どもが元気 笑顔あふれるまち びぜん】と掲げ、家庭、地域、行政等が一体となった取組を推進してきました。

本計画においても、引き続きこの基本理念の下、子育て支援を推進していきます。



2 基本目標

本市では、子育て支援施策の目標を達成するため、次世代育成支援行動計画（後期計画）において次の3つの視点を掲げ、施策を推進してきました。

- ・ 地域全体で子どもを育てるまちづくり
- ・ 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり
- ・ 子どもの安全と人権を守る地域づくり

本計画においては、後期計画の点検・評価を行いつつ、直近の課題にも適切に対応できるよう、取組をさらに強化して発展させ、次代を担うすべての子どもたちが健やかに育つ環境づくりを実現するため、あらためて次の基本目標を掲げ、重点的に施策を推進します。

本計画の
基本目標

- ・ 地域で守る子どもの権利 一人一人が豊かに育つ環境の継承
- ・ 地域で支えるこころのゆとり 仕事と子育ての調和の実現

基本目標1 地域で守る子どもの権利 一人一人が豊かに育つ環境の継承

すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に配慮されるとともに、家庭だけでなく地域全体で支え合うことで、子どもたちが輝くまちづくりを目指します。

基本目標2 地域で支えるこころのゆとり 仕事と子育ての調和の実現

すべての子育て家庭が子育て本来の楽しさを実感でき、ゆとりを持って暮らせるよう、趣味や地域活動など、「仕事」と「子育て」のバランスが取れた生活の実現を目指します。



第4章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定

区域設定は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、地域の実情に応じて定める必要があるとされています。勘案事項としては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、となっており、設定区域としては、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等で、本市の場合は、市内に小学校区 13 区域、中学校区 5 区域があり、小学校区内には 11 の放課後児童クラブが設置されています。また、市内全域に保育園 12 園（うち、認定こども園 3 園）、幼稚園 9 園（うち、認定こども園 3 園）が設置されています。

本市の区域としては、今後の少子化の動向を踏まえ、市域を 1 つの教育・保育提供区域として設定し、教育・保育需給は、市内や市域を超えた広域調整を図るなどする方向を基本とします。

区域設定

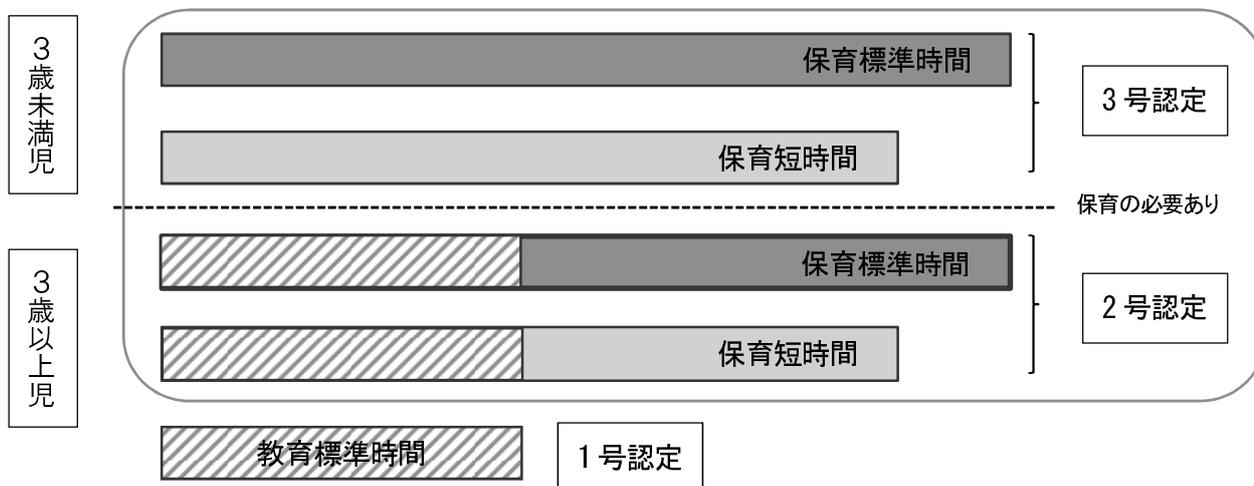
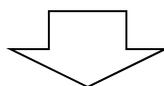
事業	区域	理由
利用者支援事業	市全域（1 区域）	市内にある子育て支援施設での実施が予定されます。
地域子育て支援拠点事業	市全域（1 区域）	地域子育て支援センター（伊里認定こども園内）、また、NPO への委託により実施しています。
妊婦一般健康診査事業	市全域（1 区域）	対象者が、母子健康手帳とともに交付している受診券で医療機関において受診するものであり、区域設定がなじみません。
乳幼児家庭全戸訪問事業	市全域（1 区域）	市内の全乳児を対象に保健師が家庭訪問をするものであり、市全域で実施しています。
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域（1 区域）	特定対象を継続的に支援するものであり、事業の性質上、市全域を区域とします。
子育て短期支援事業	市全域（1 区域）	利用できる施設等が市内になく、市外にて広域での利用がなされる必要があります。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域（1 区域）	広域で提供体制を確保する必要があるため、市全域を 1 区域とします。
一時預かり事業	市全域（1 区域）	教育・保育提供区域との整合を図るため、市全域を 1 区域とします。
延長保育事業	市全域（1 区域）	保育園等の開園時間の前後の時間に行う事業であり、教育・保育サービスの区域設定と合わせます。
病児・病後児保育事業	市全域（1 区域）	引き続き関係機関等との連携を図りながら、小児医療体制のあり方を検討しつつ、その充実に努める必要があります、市全域を 1 区域とします。
放課後児童クラブ事業	小学校区（13 区域）	各小学校の在校児童が対象であるため、小学校区を区域の単位とします。

2 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育を必要としない子ども)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育事業

新制度における公的保育の対象＝保育を必要とする子ども
 (「保育標準時間」認定の子ども＋「保育短時間」認定の子ども)
 ※現行制度の公的保育の対象(保育に欠ける子ども)は「保育標準時間」に相当する子どものみ



第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 児童人口の推計

過去5年間の住民基本台帳人口を基に、計画の対象期間である平成27年度から平成31年度までの期間の児童人口の推計を行いました。

児童人口の推計

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	209	207	204	200	195
1歳	214	210	208	205	201
2歳	208	220	216	214	211
3歳	234	202	214	210	208
4歳	242	236	204	216	212
5歳	210	240	234	203	215
6歳	218	208	237	231	200
7歳	260	217	207	235	229
8歳	247	262	219	209	237
9歳	210	246	261	219	209
10歳	276	211	248	263	220
11歳	277	277	212	249	264

※単位：人



2 家庭類型の割合の算出

ニーズ調査の結果（配偶者の有無、保護者の現在の就労状況、今後の就労希望など）を活用して、8種類の「家庭類型」に分類し、その割合を算出しました。

ニーズ調査からみる家庭類型

		現在		潜在	
		実数（人）	割合	実数（人）	割合
タイプA	ひとり親	135	18.2%	135	18.2%
タイプB	フルタイム×フルタイム	165	22.2%	185	24.9%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)	157	21.1%	175	23.6%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	40	5.4%	39	5.2%
タイプD	専業主婦（夫）	233	31.4%	199	26.8%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)	4	0.5%	5	0.7%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	9	1.2%	5	0.7%
全体		743	100.0%	743	100.0%

3 幼児期の教育・保育の量の見込み

推計児童数と潜在家庭類型（割合）から家庭類型別児童数を算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{推計児童数} \\ \hline \text{(人)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{潜在家庭類型} \\ \hline \text{(割合)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{家庭類型別児童数} \\ \hline \text{(人)} \\ \hline \end{array}$$

家庭類型別児童数と利用意向率から「量の見込み」を算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{家庭類型別児童数} \\ \hline \text{(人)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{利用意向率} \\ \hline \text{(割合)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{量の見込み} \\ \hline \text{(人)} \\ \hline \end{array}$$

国の手引きに基づく推計人口は、次の通りです。

0～5 歳児の推計人口

推計人口	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	209	207	204	200	195
1～2 歳	422	430	424	419	412
3～5 歳	686	678	652	629	635

※単位：人

国の手引きに基づく教育・保育の量の見込みは、次の通りです。

教育・保育の量の見込み(1号認定)

認定区分	3～5 歳児				
対象施設	幼稚園／認定こども園				
家庭類型	タイプC' フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD 専業主婦（夫） タイプE' パートタイム×パートタイム（いずれかが短時間） タイプF 無業×無業				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園」「認定こども園」のいずれかを選択した方の割合				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	222	220	211	204	206
確保方策（人）	519	519	519	519	519

教育・保育の量の見込み(2号認定 幼稚園)

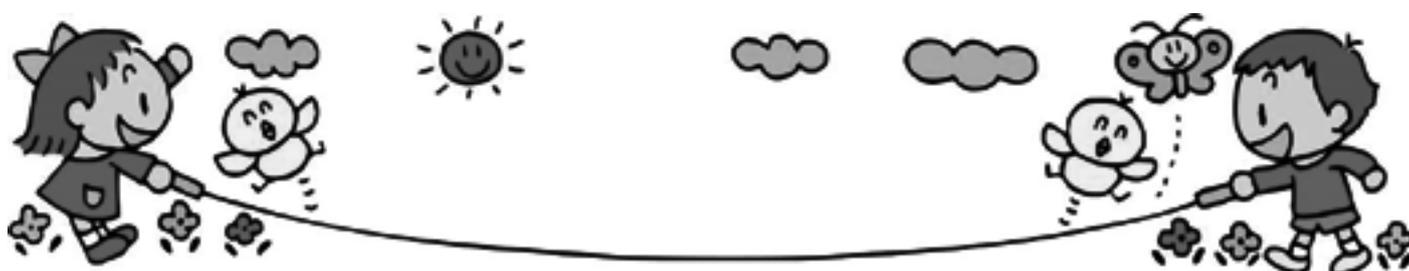
認定区分	3～5 歳児				
対象施設	幼稚園 ※共働きであるが幼稚園を利用				
家庭類型	タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム（長時間） タイプE パートタイム（長時間）×パートタイム（長時間）				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園」を選択した方の割合				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	135	134	139	124	125
確保方策（人）	318	318	318	318	318

教育・保育の量の見込み(2号認定)

認定区分	3～5 歳児				
対象施設	保育園／認定こども園				
家庭類型	タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム（長時間） タイプE パートタイム（長時間）×パートタイム（長時間）				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「保育園」「小規模保育」「認定こども園」「事業所内保育」「その他の保育施設」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」のいずれかを選択した方の割合から、「幼稚園」を選択した方の割合を除いた割合				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	319	315	303	292	295
確保方策（人）	322	322	322	322	322

教育・保育の量の見込み(3号認定 0歳児)

認定区分	0 歳児				
対象施設	保育園／地域型保育／認定こども園				
家庭類型	タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム（長時間） タイプE パートタイム（長時間）×パートタイム（長時間）				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「保育園」「小規模保育」「認定こども園」「事業所内保育」「その他の保育施設」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」を選択した方の割合 ※現在、教育・保育事業を利用していない理由が「子どもがまだ小さいため」と回答し、「(1歳以上) くらいになったら利用しようと考えている」と回答した方の割合は除外しました。				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	75	74	73	71	70
確保方策（人）	86	86	86	86	86



教育・保育の量の見込み(3号認定 1～2歳児)

認定区分	1～2歳児				
対象施設	保育園／地域型保育／認定こども園				
家庭類型	タイプA ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム タイプC フルタイム×パートタイム（長時間） タイプE パートタイム（長時間）×パートタイム（長時間）				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「保育園」「小規模保育」「認定こども園」「事業所内保育」「その他の保育施設」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」を選択した方の割合 ※現在、教育・保育事業を利用していない理由が「子どもがまだ小さいため」と回答し、「(3歳以上) くらいになったら利用しようと考えている」と回答した方の割合は除外しました。				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	311	317	313	309	304
確保方策(人)	318	318	318	318	318

3号認定の子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」は次のように設定しました。

保育利用率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率	64.0%	63.4%	64.3%	65.3%	66.6%

※施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育園」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

【1号認定子ども】

- ・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの[子ども・子育て支援法第19条第1項1号]
- ・給付の内容：教育標準時間
- ・利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業：幼稚園、認定こども園

【2号認定子ども】

- ・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの[子ども・子育て支援法第19条第1項2号]
- ・給付の内容：保育短時間、保育標準時間
- ・利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業：保育園、認定こども園

【3号認定子ども】

- ・満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの[子ども・子育て支援法第19条第1項3号]
- ・給付の内容：保育短時間、保育標準時間
- ・利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業：保育園、認定こども園、小規模保育等

第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定の区分ごとに、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を記載します。

1-1 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

事業概要	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡等を実施する事業です。
対象年齢	0歳～小学校就学児童
算出方法	教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出（ニーズ調査では、利用者支援事業自体に係る設問は設定されていません）。

量の見込み(利用者支援に関する事業(利用者支援事業))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	—	—	—	—	—
確保方策（か所数）	5か所	6か所	6か所	6か所	6か所
過不足分	—	—	—	—	—



1-2 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
対象年齢	乳幼児
算出方法	<p>①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、すべての家庭類型が対象</p> <p>②利用意向（利用意向率×利用意向回数）の算出 ・利用意向率：当該事業を利用したまたは利用希望と回答した者の割合 ・利用意向回数：「利用意向率」の対象者の月あたり平均利用回数</p> <p>③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み」</p>

量の見込み(地域子育て支援拠点事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（人回／月）	1,424	1,437	1,417	1,397	1,370
確保方策（か所数）	地域子育て支援拠点 4か所	地域子育て支援拠点 5か所	地域子育て支援拠点 5か所	地域子育て支援拠点 5か所	地域子育て支援拠点 5か所
過不足分	—	—	—	—	—

【参考】地域子育て支援拠点事業の実績

		平成24年度	平成25年度
センター型	実施か所数	1	1
	延べ利用人数	4,224	3,224
ひろば型	実施か所数	3	3
	延べ利用人数	12,831	11,604
計	実施か所数	4	4
	延べ利用人数	17,055	14,828



1-3 妊婦一般健康診査事業

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
対象年齢	妊婦
算出方法	①利用実績の算出 平成22年度～平成25年度における「0歳児人口に占める受診実人数」の割合の平均を算出 ②量の見込み算出 「利用実績」×「平成27年度～平成31年度の推計人口（0歳児）」＝「量の見込み」

量の見込み(妊婦一般健康診査事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（受診人数）	221人	219人	216人	212人	207人
確保方策（提供量）	221人	219人	216人	212人	207人
過不足分	—	—	—	—	—

【参考】0歳児人口と妊婦一般健康診査受診実人数の関係

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	4か年平均
受診実人数	260	227	244	197	
0歳児人口（4月1現在）	204	238	237	201	
受診実人数／0歳児人口	127%	95%	103%	98%	106%

【参考】妊婦・乳児一般健康診査の実績

	平成24年度	平成25年度
妊婦（延べ件数）	2,276	2,482
乳児（延べ件数）	279	278



1-4 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
対象年齢	0歳
算出方法	①量の見込み算出 「平成27年度～平成31年度の推計人口（0歳児）」＝「量の見込み」

量の見込み(乳児家庭全戸訪問事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（人）	209人	207人	204人	200人	195人
確保方策（提供量）	209人	207人	204人	200人	195人
過不足分	—	—	—	—	—



1-5 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な教育の実施を確保する事業です。
対象年齢	0歳～18歳の児童及びその保護者、妊婦
算出方法	①利用実績の算出 平成16年度から平成25年度までの家庭児童相談件数の結果から、近似曲線を算出した。 ②量の見込み算出 ①で求められた式に数値を代入し、「量の見込み」を求めた。

量の見込み(養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量(件)	786	810	835	860	884
確保方策(件)	786	810	835	860	884
過不足分	—	—	—	—	—

【参考】家庭児童相談の状況(件数)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保護者等からの相談件数合計	462	405	546	613	756	780	762	669	680	580
家庭・生活環境	22	33	41	46	146	94	87	56	60	15
発育・発達	320	281	352	376	452	394	411	361	364	85
教育・しつけ	6	0	8	25	15	108	93	81	78	59
生活習慣	25	31	18	15	20	36	42	32	35	21
虐待	29	32	48	86	101	86	98	82	85	293
養育不安	2	0	3	1	6	10	19	23	25	8
健康	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不登校	16	4	23	42	11	31	5	8	10	55
非行	3	1	27	13	5	11	1	7	5	26
経済・就労	0	0	3	7	0	5	0	0	0	4
サービス問い合わせ	0	0	0	2	0	5	6	3	0	4
その他	39	23	23	0	0	0	0	16	18	10

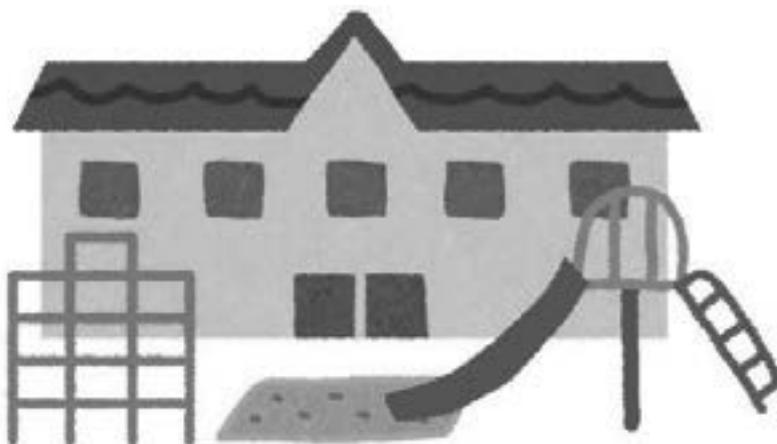
1-6 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
対象年齢	未就学児、就学児等
算出方法	<p>①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」 ※本事業では、すべての家庭類型が対象</p> <p>②利用意向（利用意向率×利用意向日数）の算出 ・利用意向率：当該事業を利用したまたは自宅で留守番と回答した者の割合 ・利用意向日数：「利用意向率」の対象者の平均日数</p> <p>③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み」</p>

量の見込み(子育て短期支援事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（人日／年）	4	4	4	4	4
確保方策（人日／年）	0	0	0	0	0
過不足分（人日／年）	-4	-4	-4	-4	-4

※市内には、当事業の実施施設はありませんが、近隣市町の施設等を有効活用するなど、提供体制を検討します。



1-7 ファミリー・サポート・センター事業

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
対象年齢	就学児（小学生の一時預かり）
算出方法	<p>①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、すべての家庭類型が対象</p> <p>②利用意向（利用意向率×利用意向日数）の算出 ・利用意向率：当該事業を利用したまたは自宅で留守番と回答した者の割合 ・利用意向日数：「利用意向率」の対象者の平均日数 （該当者1人であり、各選択肢の日数合計が5日以上（40日）であるため、各選択肢の日数合計に占めるファミリー・サポート・センターの回答日数（5日）の割合（0.625日）で計算）</p> <p>③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み」</p>

量の見込み(ファミリー・サポート・センター事業)

低学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（人/週）	2	2	2	2	2
確保方策 子育て援助活動支援事業（就学後）（人/週）	2	2	2	2	2
過不足分	—	—	—	—	—
高学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（人/週）	3	3	3	3	2
確保方策 子育て援助活動支援事業（就学後）（人/週）	3	3	3	3	2
過不足分	—	—	—	—	—

【参考】ファミリー・サポート・センター事業の実績

	平成24年度	平成25年度
登録会員数（人）	147	150
依頼会員数	54	56
提供会員数	75	76
両方会員数	18	18
サポート活動（件）	456	499
預かり	22	3
送迎	434	496
講習会	5回開催 19人受講	1回開催 12人受講
交流会	1回開催 13人参加	1回開催 40人参加

1-8 一時預かり事業

事業概要	<p>家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p>
対象年齢	<p>【1号認定及び2号認定による利用】3～5歳 【その他の利用】主に0～2歳</p>
算出方法	<p>【幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】</p> <p>1. 1号認定による利用</p> <p>①潜在家庭類型別児童数の算出 「潜在家庭類型別児童数」＝「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」 ※専業主婦（夫）家庭、短時間パートの家庭等が対象</p> <p>②利用意向の算出 利用意向＝不定期事業利用意向の平均日数（年間）</p> <p>③量の見込み算出 「量の見込み」＝「潜在家庭類型別児童数」×「利用意向」</p> <p>2. 2号認定による利用（2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される者）</p> <p>①潜在家庭類型別児童数の算出 「潜在家庭類型別児童数」＝「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」 ※共働き家庭（潜在含む）、ひとり親家庭等が対象</p> <p>②利用意向の算出 利用意向＝2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の就労日数（年間）</p> <p>③量の見込み算出 「量の見込み」＝「潜在家庭類型別児童数」×「利用意向」 ※教育・保育事業の利用実績で「2. 幼稚園の預かり保育」を回答し、かつ教育・保育事業の利用希望でも「2. 幼稚園の預かり保育」と回答した人のみに限定した。</p> <p>【上記以外の一般の一時預かり】</p> <p>3. 上記以外の利用（不定期の利用）</p> <p>①潜在家庭類型別児童数の算出 「潜在家庭類型別児童数」＝「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」 ※すべての家庭類型が対象</p> <p>②利用意向の算出 利用意向＝不定期事業利用意向の平均日数（年間）</p> <p>③量の見込み算出 「量の見込み」＝「潜在家庭類型別児童数」×「利用意向」 －1号認定における利用日数 －不定期事業利用における「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数 ※対象とする家庭類型A・B・Cは、保育認定を受けることができ、一時預かりの受け皿はそちらで確保可能と見込まれることから、これら3類型については量の見込み算出から除外した。</p>

量の見込み(一時預かり事業)

一時預かり事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(人日/年)		960	949	913	880	889
2号認定による 定期的な保育	(人/年)	57	56	54	53	53
	(人日/年)	17,713	17,507	16,835	16,241	16,396
上記以外(人日/年)		1,134	1,142	1,143	1,104	1,086
確保 方策	幼稚園預かり保育(人日/年)	18,673	18,456	17,748	17,121	17,285
	一時預かり事業(人日/年)	1,134	1,142	1,143	1,104	1,086
過不足分		—	—	—	—	—

【参考】一時保育の実績

		平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	伊部	915	700
	日生	441	384
	吉永	138	69
マイ保育園サ ポート事業利 用者数(人)	伊部	43	24
	日生	19	16
	吉永	21	10

※平成19年11月からマイ保育園サポート事業を実施し、1～4歳までの児童を対象に3回まで無料で一時保育を実施しています。

【参考】幼稚園における預かり保育事業の実績

	平成24年度	平成25年度
利用者数(人/月)	平均90	平均85.2

【参考】ファミリー・サポート・センター事業の実績

		平成24年度	平成25年度
登録会員数(人)		147	150
	依頼会員数	54	56
	提供会員数	75	76
	両方会員数	18	18
サポート活動(件)		456	499
	預かり	22	3
	送迎	434	496
講習会	5回開催 19人受講	1回開催 12人受講	
交流会	1回開催 13人参加	1回開催 40人参加	

1-9 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。
対象年齢	0歳～5歳
算出方法	<p>①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、共働き世帯（潜在含む）、ひとり親家庭が対象</p> <p>②利用意向率の算出 保育園、認定こども園等の施設について18時以降、利用を希望する者の割合</p> <p>③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向率」＝「量の見込み」</p>

量の見込み(延長保育事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（人／年）	199	199	193	188	188
確保方策（人／年）	199	199	193	188	188
過不足分	—	—	—	—	—

【参考】延長保育の実績

	平成24年度	平成25年度
延長保育実績（延利用人数）	2,025	2,257



1-10 病児・病後児保育事業

事業概要	病児・病後児を、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。
対象年齢	0歳～5歳
算出方法	<p>①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、共働き世帯（潜在含む）、ひとり親家庭が対象</p> <p>②利用意向（利用意向率×利用意向日数）の算出 利用意向率：下記のA×Bで算出 A. 病気やケガで保育施設等を利用できず、父母のいずれかが仕事を休んだ者のうち、「病児・病後児保育等を利用したかった」と回答した者の割合 B. 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人が「いずれもいない」と回答した者の割合 利用意向日数：病気やケガで保育施設等を利用できなかったときに、「病児・病後児の保育を利用した日数」「ファミリー・サポート・センターを利用した日数」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた日数」の平均日数（年間）</p> <p>③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向率」＝「量の見込み」</p>

量の見込み(病児・病後児保育事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（人日／年）	221	221	215	210	209
確保方策（人日／年）	0	0	0	0	0
過不足分	-221	-221	-215	-210	-209

※市内には、当事業の実施施設はありませんが、近隣市町の施設やファミリー・サポート・センター等を有効活用するなど、提供体制を検討します。



1-11 放課後児童クラブ事業

事業概要	小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
対象年齢	小学校就学児童
算出方法	<p>①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、共働き世帯（潜在含む）、ひとり親家庭が対象</p> <p>②利用意向率の算出 当該事業の利用を選択した者の割合</p> <p>③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向率」＝「量の見込み」</p>

量の見込み(放課後児童クラブ事業)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（人／年）	低学年 240	低学年 227	低学年 219	低学年 223	低学年 220
	高学年 125	高学年 120	高学年 118	高学年 120	高学年 114
確保方策（実施か所数）	11	11	11	11	11
過不足分	—	—	—	—	—

【参考】放課後児童クラブ事業の実績

	平成24年度	平成25年度
実施か所数	11	11
登録人数（人）	201	231
利用人数（人）	224	278



1-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成します。

なお、事業開始にあたっては、各施設・事業により、実費徴収の範囲や額が一定でないことから、保護者負担の標準化を図るため、まずはそれぞれの負担水準の把握に努めます。

1-13 多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

教育・保育施設への民間事業者の参入に関して、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進します。

事業を実施するにあたって、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、それに対する「確保方策」において不足が生じる場合には、新規参入の可能性があります。新規参入を認める際は、安心・安全な教育・保育が提供できるよう、施設・事業者の知識・経験などを見極めながら、適切に事業を展開することができるかを判断していきます。



2 幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の確保方策

前節で記載した教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の確保方策の一覧は、次のとおりです。

認定区分・事業名	計画期間内の確保方策					単位
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
平日日中の教育・保育						
1号認定 3～5歳	519	519	519	519	519	人
2号認定 3～5歳	318	318	318	318	318	人
3号認定 乳児～2歳	322	322	322	322	322	人
0歳	86	86	86	86	86	人
1～2歳	318	318	318	318	318	人
計	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563	人
①利用者支援事業	5	6	6	6	6	か所
②地域子育て支援拠点事業	4	5	5	5	5	か所
③妊婦一般健康診査事業	221	219	216	212	207	人
④乳児家庭全戸訪問事業	209	207	204	200	195	人
⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	786	810	835	860	884	件
⑥子育て短期支援事業	0	0	0	0	0	人日/年
⑦ファミリー・サポート・センター事業 ※小学生の放課後の一時預かり	2	2	2	2	2	人/週
	3	3	3	3	2	人/週
	5	5	5	5	4	人/週
⑧一時預かり事業	18,673	18,456	17,748	17,121	17,285	人日/年
	1,134	1,142	1,143	1,104	1,086	人日/年
⑨延長保育事業	199	199	193	188	188	人/年
	0	0	0	0	0	人日/年
⑩病児保育事業	11	11	11	11	11	か所
⑪放課後児童クラブ事業						

第7章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

1 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設のことで、都道府県知事の認定を受け、幼稚園や保育園等が単独または連携して運営します。備前市では、平成27年3月現在、片上認定こども園・伊里認定こども園・三石認定こども園の3園となっています。

本市では、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園・保育園の移行等を踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めます。

目標設置数と設置時期

	現在	平成28年度	平成31年度	平成34年度
認定こども園数	3園	→ 4園	→ 4園	→ 7園

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進において、幼児期の教育・保育は、これからの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育てについての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行うことが必要です。

そのため、子育て支援を総合的・計画的に実施するため「備前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的運営の推進を図ります。



3 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続(保幼小連携)の推進

幼児期の教育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、豊かな感性や好奇心、探究心、思考力を養うとともに、自己を取り巻く社会への感覚を養います。

小学校教育では、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しく、豊かな人間性を持った子どもを育成していきます。

円滑な接続を進める上で、教職員の交流などの人的連携から、次第に両者が抱える教育上の課題を共有し、幼児期から児童期への教育のつながりを確保する教育課程の編成・実施へとつなげていきます。

主な施策(幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続(保幼小連携)の推進)

事業名	事業内容	担当部署
幼保連携活動支援事業	●幼稚園・保育園での幼児交流を図り、幼児の健全な発達を保障する教育内容の工夫や連携を支援します。	学校教育課 こども課
幼児教育の充実	●幼児の交流活動を充実させ、子ども一人ひとりの発達課題や教育内容の系統性、連続性を踏まえた保・幼・小の連携に努めます。	学校教育課 こども課
開かれた園・学校づくり	●学校・家庭・地域社会が一体となって子どもたちを健やかに育む教育を推進します。 ●学校評議員の活用や学校評価の充実を図ることで、地域に開かれた学校づくりに努めます。 ●保護者・地域の方に積極的な情報発信をするため、11月を中心に全校で学校公開日を実施します。 ●保護者等からの苦情に対し、開かれた解決の仕組みを整備するため第三者委員会を活用します。	学校教育課 こども課
保育園における外部評価	●第三者委員による外部評価を行い、園の課題や目標を明確化して共有します。 ●保育の質の向上を図るため、保育計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育園の保育の内容等について自ら評価を行います。	こども課



第 8 章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1 特定教育・保育施設等の環境整備

本市ではこれまでに、保育機能の適正規模・適正配置を考慮しつつ、通常保育事業の内容的な充実に加え、乳児保育、延長保育、一時保育などの保育サービスの充実に努めてきました。

近年、核家族化・小家族化や共働き世帯の増加などにより、子育て支援のニーズは多様化し、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスが求められています。

そのため、育児休業期間満了時から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用するため、保育園・幼稚園・認定こども園等の既存の社会資源を利用できるよう、保育ニーズにきめ細かく対応していきます。

主な施策(特定教育・保育施設等の環境整備)

事業名	事業内容	担当部署
通常保育	●各保育園において、特色のある保育を行いながら、待機児童がでないように努めるとともに、保育内容の充実を努めます。	こども課
乳児保育	●入園時点で生後6か月以上の乳児の保育を行います。	こども課
一時保育	●保護者が仕事、冠婚葬祭、病気、出産、看護等で一時的に育児ができなくなった時の保育を実施します。 ●マイ保育園サポート事業を実施し、1～4歳までの児童を対象に3回まで無料で一時保育を実施します。	こども課
障がい児保育	●各保育園において、集団保育ができる程度の障がい児の保育を行います。	こども課

2 情報提供の充実

産後休業・育児休業中の保護者が、子どもや子育てについてさまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、相談機能を充実させることが必要です。

そのため、保護者が産後休業・育児休業明けの希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して、相談・情報提供体制の整備を推進します。

主な施策(情報提供の充実)

事業名	事業内容	担当部署
広報紙・ホームページ	●毎月1回発行される「広報びぜん」に東備地区の休日当番医、乳幼児健診の日程等子育てに関する情報を掲載します。	こども課 保健課
子どものしおり	●妊娠、出産、育児等に関する市の事業内容を要約したパンフレットを作成し、出生届・転入届の際に配布します。	保健課
子ども情報センター情報紙「ときめきナビ」	●子どもの地域における体験活動・奉仕活動の機会や家庭教育の支援等に関する情報を、年4回情報紙として発行します。	生涯学習課
青少年育成センター広報紙	●青少年の非行防止と健全育成を図るため、広報紙「いくせい」を啓発・情報提供として発行します。	生涯学習課
地域子育て支援センター事業	●子育てについての相談に電話、面接で応じるとともに子育てサークル等の育成支援を行います。また園庭開放により、親子のふれあいの場を提供し、子育て家庭の支援を行います。 ●市内で「出前保育」を実施します。	こども課
つどいの広場事業	●子育ての不安を解消するために、気軽に親子が集える場を開設し、相談や情報提供、子育て支援の講演会等を実施します。	こども課
乳幼児の家庭訪問	●全乳児を対象に保健師が家庭訪問し、発達の確認と育児に関する不安や相談に応じます。	保健課
すこやか相談室	●妊娠・出産・育児に関する相談に保健師・栄養士が応じます。専用ダイヤルを設置し、電話による相談も行います。母子健康手帳の交付や出生届出時・転入時の面接、子どもの計測などを行います。	保健課
子育てなんでも相談	●民生委員児童委員・主任児童委員による子育てに関わる相談を随時受け、心配ごと、悩みなどの問題を解決できるよう支援します。	介護福祉課 市社会福祉協議会



第9章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

1 児童虐待防止対策の充実

主な施策(児童虐待防止対策の充実)

核家族化や小家族化、地域の連帯意識の希薄化、子育てに対する不安感や負担感の増加など、子どもを取り巻く環境が変化する中、本市においては、家庭児童相談における虐待に関する相談件数が増加しています。

児童虐待は、相談できる人がいないこと、日常生活におけるストレス等、どこの家庭においても発生しうるものだと考えられます。

そのため、医療、保健、教育、警察など関係機関を含め、地域全体で子どもを守る体制を構築するとともに、岡山県が実施している施策と連携を図ります。

事業名	事業内容	担当部署
要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待について、地域及び関係機関と密接な連携をとり、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。 ●要保護児童対策地域協議会会議、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施します。 	こども課
児童相談	<ul style="list-style-type: none"> ●岡山県中央児童相談所の児童福祉司、判定員が虐待、不登校、心身の発達(検査)、しつけや性格についての相談を月1回保健センターにおいて行います。また、中央児童相談所による療育手帳判定、非行指導、施設入所相談等を行います。 ●自閉症児童の指導や虐待の増加に伴い、相談と判定を毎月実施します。 ●発達障がい児の早期発見のため、臨床心理士による保育園・幼稚園・こども園での巡回相談を実施します。 	こども課 学校教育課
民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待の防止・早期発見・問題を抱える家庭への支援のため、学校・PTA・町内会等と協力し、連携及び活動支援を行います。 	介護福祉課 こども課
親子の心に視点を置いた乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の相談に応じ、虐待予防の視点を持ち健康診査を行い、育児不安を抱える親等への支援を行います。 ●すこやか相談室・訪問活動・乳幼児健康診査等において相談支援を実施します。 ●ポスター、広報紙等による啓発を実施します。 	保健課
児童虐待防止啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待の早期発見や虐待の予防に向けて、ポスター・広報紙等により啓発を行います。 	こども課
社会的擁護施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●里親の開拓につながる広報・啓発等を岡山県との連携により、実施します。 	こども課

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市において、ひとり親家庭が増加している中で、個々の家庭状況に応じたきめ細かな支援が必要とされています。

そのため、ひとり親家庭児童の健全な育成を図るため、岡山県が実施している施策と連携を図るとともに、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保等について総合的な対策を実施し、地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう努めます。

主な施策(母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進)

事業名	事業内容	担当部署
民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援	●ひとり親家庭に対し、児童生徒に関する相談・援助活動において連携を図ります。	介護福祉課 こども課
ひとり親家庭に対する相談・援助体制の充実	●ひとり親家庭の生活向上と自立支援に向けた相談や援助等の充実に努めます。	こども課
ひとり親家庭等医療費助成事業	●ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。	こども課
母子・父子自立支援員の設置	●自立を支援する母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭及び寡婦からの相談に応じます。	こども課
児童扶養手当	●ひとり親家庭等の児童または親が重度の障がいの状態にある児童が、心身ともに健やかに育成されることを目的として支給します。	こども課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	●ひとり親家庭、寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための貸付を行います。	こども課



3 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいもしくはその不安のある場合については、一人ひとりの状況に応じた支援の提供が必要です。

そのため、障がいがある子どももいない子どもも、ともに地域で育てることがあたり前であるというノーマライゼーションの理念を浸透させ、一人ひとりの状況に応じた支援を関係機関が連携を図り実施します。また、岡山県が実施している施策と連携を図ります。

主な施策(障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実)

事業名	事業内容	担当部署
障がい児保育	●各保育園において、集団保育ができる程度の障がい児の保育を行っています。	こども課
就学指導委員会	●障がいのある子どもの就学について、その子にとってよりよい就学のあり方を考え、判定・指導します。	学校教育課
特別児童扶養手当	●20歳未満で精神・知的または身体に障がいがある児童を監護している人に対して支給します。	こども課
障害児福祉手当	●重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度心身障がい者に支給します。	社会福祉課
児童福祉年金	●心身に障がいのある20歳未満の児童の保護者に支給します。	社会福祉課
援護の充実	●心身障がい児と家族の生活の安定を図るため、医療費や障害福祉サービス費の支給を行います。	社会福祉課
バリアフリー化の推進	●障がいを持つ子どもが地域で健全に育つために、生活環境面での物理的な障壁、生活情報面での障壁を解消するよう普及啓発に努めます。学校においても、生活の障壁を解消できるよう施設の整備を図ります。	社会福祉課
療育手帳	●知的障がいの人に、岡山県が療育手帳を交付します。一貫した相談や指導のほか、各種サービスを受けることができます。	社会福祉課
特別支援教育連絡協議会	●障がいのある子どもや保護者が生涯にわたり、心豊かで安心して暮らすことができるよう、子どものライフステージに応じた相談支援体制を整備し、教育、医療、福祉、労働関係機関が連携し、一貫した支援ができるよう努めます。	学校教育課
ことばの教室	●おおむね就学年齢以上の児童を対象として、遊びやことばの楽しい経験を通して指導・支援を行う「ことばの教室」を設置します。また、ことば等の発達について心配な児童や保護者の相談にも応じます。	学校教育課



1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

本市では、男女をとりまく社会情勢の変化などから新たな課題に取り組むため、「備前市次世代育成支援行動計画（後期計画）」や「第2次備前市男女共同参画基本計画」等の計画に基づき、総合的かつ計画的に取り組んできました。

少子高齢化の進展に伴い、社会構造が変化する中、ライフスタイルや人々の意識の変化、女性がライフステージ毎の希望に応じた就業が困難であること、地域社会のつながりの希薄化、働き方の希望と現実のギャップなどが指摘されています。

そのため、男性を含めたすべての人が仕事と生活のバランスが取れるよう意識啓発を進め、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

主な施策(仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し)

事業名	事業内容	担当部署
男女共同参画の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の推進に向け、父親の育児参加など、固定的な性別意識にとられない生き方への意識啓発を、あらゆる機会を通じて行います。 ●「第2次備前市男女共同参画基本計画」に沿って、すべての人が性別に関わりなく、家庭、地域、働く場などさまざまな分野で個性と能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った意識の改革に努めます。また、社会情勢の変化などから新たに生じている課題に、総合的かつ計画的に取り組めます。 ●「男女共同参画講座」「きらめきフェスタ」を実施します。 ●市内企業を対象に開催する人権問題研修会において、職場、地域、家庭における男女共同参画の啓発に努めます。 	市民協働課
就労条件の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢化の急速な進行により、労働人口の減少が見込まれる中、若年者、高齢者、障がい者の方々の人材活用、確保は極めて重要な課題となっています。意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現に向け、国、県や関係機関と協力して雇用支援に努めます。 ●公共職業安定所等関係機関と協議し、チラシ配布、広報紙への記事掲載などの啓発活動を推進します。 	産業振興課
就業情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●職業相談をはじめ、公共職業安定所と連携し、就業情報の提供に努めます。 ●公共職業安定所等関係機関と協議し、チラシ配布、広報紙への記事掲載などの啓発活動を推進します。 	産業振興課
多様な勤務形態の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●フレックスタイム制や短時間勤務など、多様な勤務形態の設置について事業者に協力を求めます。 	産業振興課

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

本市では、20～30歳代の女性の就業率は7割程度であり、ニーズ調査結果においては、就学前児童の母親の6割程度が現在就労しており、現在就労していない母親の大半が、今後の就労を希望していることがわかりました。

仕事と子育ての両立のためには、子育て家庭に配慮した働き方ができる職場環境づくりと配偶者の家事・育児の協力が必要であると考えられます。

そのため、長時間労働の改善など働き方の見直しが進むよう意識啓発を進めるとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

主な施策(仕事と子育ての両立のための基盤整備)

事業名	事業内容	担当部署
仕事と家庭の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ●共働き世帯の増加に伴い、仕事と家庭を両立できるライフスタイルが求められている中、両立支援を企業の社会的責任として位置付け、安心して働ける職場づくりの推進を図るため、関係機関と協力して広報等の普及啓発に努めます。 ●公共職業安定所等関係機関と協議し、チラシ配布、広報紙への記事掲載などの啓発活動を推進します。 	産業振興課
育児・介護休業制度の定着促進	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者に対して法の周知を図るとともに、男女がともに制度を利用しやすい職場環境づくりについて協力を求めます。 	産業振興課
ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの預かり等の援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員組織を設立し、必要な援助を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。今後は、保護者や協会員等とともに子育ての喜びを感じられるように、仕事と子育ての両立に向け事業の充実を図ります。 	こども課
通常保育	<ul style="list-style-type: none"> ●各保育園において、特色のある保育を行いながら、待機児童がでないように努めるとともに、保育内容の充実に努めます。 	こども課
乳児保育	<ul style="list-style-type: none"> ●入園時点で生後6か月以上の乳児の保育を行います。 	こども課
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の開園時間後、さらに延長して保育を行います。 	こども課
一時保育	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が仕事、冠婚葬祭、病気、出産、看護等で一時的に育児ができなくなった時の保育を実施します。 ●マイ保育園サポート事業を実施し、1～4歳までの児童を対象に3回まで無料で一時保育を実施します。 	こども課
放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学生に対して授業終了後等に学校の空教室等で、さまざまな遊びや生活の場を提供します。 	こども課

第11章 放課後子ども総合プランに基づく取組に係る放課後児童クラブと既存事業等との連携

平成26年7月、国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。これは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、計画的な整備等を進めることを目的としています。この通知に伴い、次世代育成支援対策推進法の策定指針に即し、「備前市子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むこととしました。

本市においては、既に平成19年度から「学校支援地域本部事業」を実施しており、現在では市内3中学校、7小学校で地域人材による学校・子ども支援が実施されています。支援内容は、授業等の支援にとどまらず、放課後支援や家庭教育支援などの領域へ拡充しています。

放課後支援への拡充例としては、複数の学校で放課後子供教室と同様に学習支援等が実施されています。

また、放課後等の支援としては、平成25年度から市独自の取組として実施をしている「備前まなび塾」をはじめ、県委託事業である「放課後学習サポート事業」や各学校独自に放課後の学力向上等の取組が実施されています。

放課後子ども総合プランの趣旨を踏まえ、放課後児童クラブでは、こうした既存の放課後等支援事業との連携を図ります。

主な施策(放課後子ども総合プランに基づく取組等)

事業名	事業内容	担当部署
学校施設を活用した実施促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 余裕教室等を活用した、放課後児童クラブや学校支援地域本部の学習支援事業を実施します。 ● 学校の特別教室などを、放課後の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進します。 	こども課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課
学校・家庭と放課後児童クラブ及び学校支援地域本部、備前まなび塾との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が、多様な活動ができるよう、放課後児童クラブと学校支援地域本部、備前まなび塾との情報共有・情報交換を行い、連携の強化・促進に努めます。 ● 放課後児童クラブ、学校支援地域本部及び備前まなび塾等、既存の放課後支援等の組織の関係者により連携の強化・促進に向けての今後の方策を検討します。 	
地域の实情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブの運営にあたっては、地域のニーズを踏まえ、運営委員会を開催し、開所時間の延長を検討します。 	

事業名	事業内容	担当部署
多様なニーズへの対応	●児童の放課後活動について、多様なニーズを満たすため、地域におけるNPO団体をはじめとする民間事業者の活用に努めます。	こども課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課
各部局の連携方策	●事故が起きた場合の対応等について、学校教育課とこども課で協定を締結するなど、学校や関係者の不安感の払拭に努めます。	

目標事業量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放課後児童クラブ	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
放課後児童クラブと学校支援地域本部との連携	2	3	4	5	6
放課後児童クラブとまなび塾との連携	2	3	4	5	6



第12章 計画の推進

1 市内における各課の連携強化

本計画に携わる部署は、こども課だけでなく、保健課、社会福祉課、介護保険課、市民協働課、産業振興課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各課の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

2 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市だけでなく、児童相談所などの関係行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、地域住民の協力が不可欠です。

そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

3 国・県との連携

市の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4 計画の点検評価

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「備前市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

資料 1 備前市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日
条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、備前市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事。
- (4) 次世代育成支援対策に関する事業及びその推進に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議等)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(備前市次世代育成支援対策推進協議会条例の廃止)

2 備前市次世代育成支援対策推進協議会条例(平成21年備前市条例第26号)は、廃止する。

(備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年備前市条例第51号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(任期の特例)

4 この条例に基づき最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

5 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

資料2 備前市子ども・子育て支援対策会議規程

平成 25 年 10 月 1 日

訓令第 8 号

(設置)

第 1 条 市の子ども・子育て支援施策を円滑に推進するため、備前市子ども・子育て支援対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 備前市子ども・子育て支援行動計画の策定に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 就学前教育のあり方に関すること。
- (4) 幼保一体型施設整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 対策会議は、庁議の構成員(備前市庁議設置規程(平成 17 年備前市訓令第 3 号)第 2 条に規定する庁議の構成員をいう。)をもって組織する。

- 2 対策会議に会長及び副会長各 1 人を置き、会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。
- 3 会長は対策会議の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 対策会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対策会議の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

(専門部会)

第 5 条 対策会議は、所掌事項に関する専門事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名した者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長各 1 人を置き、当該専門部会に属する者の互選により定める。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が当該専門部会に諮って定める。

(庶務)

第 6 条 対策会議及び専門部会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(備前市次世代育成支援対策会議設置規程の廃止)

2 備前市次世代育成支援対策会議設置規程(平成 17 年備前市訓令第 86 号)は、廃止する。

資料3 備前市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名 (敬称略)	所属及び職名	号委員	任期	備考
1	大山 摩希子	関西福祉大学 教授 / 学識経験者	1号委員	H25.7.1～ H27.3.31	
2	清家 彩菜	公募委員 / 未就園児保護者	2号委員	H25.10.1～ H27.3.31	
3	京江 直美	公募委員 / 未就園児保護者	〃	H25.10.1～ H27.3.31	
4	杉田 久美子	びぜん地域子育てネットきらきら 代表	3号委員	H25.7.1～ H27.3.31	
5	頓宮 美紀	おはなしボランティアどんぐり 代表	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
6	居安 あけみ	びぜんおもちゃ図書館なかよし 代表	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
7	有吉 美香	備前市地域子育て支援センター 保育士	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
8	湊 照代	(特) ふれあいサポートちやていず 代表理事 (前日生町次世代育成支援対策推進協議 会 会長)	4号委員	H25.7.1～ H27.3.31	
9	吉本 隆行	和気医師会 副会長	5号委員	H25.7.1～ H27.3.31	委員長
10	宇治橋 昭彦	備前市自治会連絡協議会 会長	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
11	井上 邦允	備前市老人クラブ連合会 副会長	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
12	武本 満子	備前市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡部会 副部会長	〃	H25.7.1～ H27.3.31	副委員長
13	富田 和子	備前市愛育委員会 会長	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
14	竹本 美知子	備前市栄養委員会 会長	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
15	橋本 高雄	N T N(株)岡山製作所 管理部 人事教育・労政課長	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
16	下野 政嗣	備前市社会福祉協議会 事務局長	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
17	高橋 千枝	岡山県備前保健所 東備地域保健課長	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
18	青山 倫也	備前市校長会 代表 ※H26.4.1 交代	〃	H25.7.1～ H27.3.31	
19	大田原 美智子	備前市放課後児童クラブ連絡協議会 代表 (※条例第6条第4項により平成26年 度第5回会議より参加)	4号委員	H26.12.8～ H27.3.31	

※「備前市次世代育成支援行動計画(後期計画/H22～26年度)」及び「子ども・子育て支援事業計画」策定期間中が任期となります。

資料4 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定め

るものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

資料5 ニーズ調査概要

1. 調査の目的

「備前市子ども・子育て支援事業計画」において、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するとともに、保護者が、子育てについて日頃考えておられることなどをお伺いし、それらを計画に反映するために実施しました。

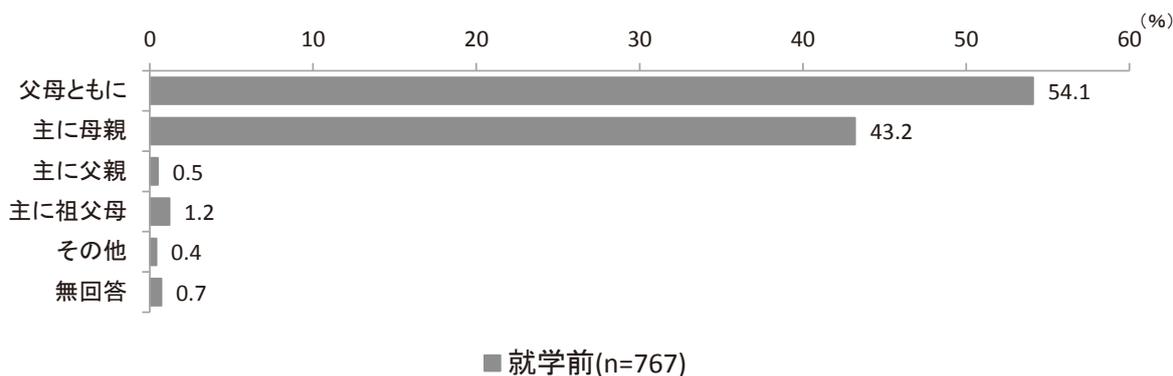
2. 調査設計

- (1) 調査地域 市全域
- (2) 母集団 市内幼稚園 314 サンプル
市内保育園 389 サンプル
未就園児 351 サンプル
- (3) 抽出方法 すべての未就学児を有する子育て世帯（平成 25 年 11 月末現在）
- (4) 調査方法 幼稚園・保育園に関しては、園による配布回収
未就園児に関しては郵送配布郵送回収

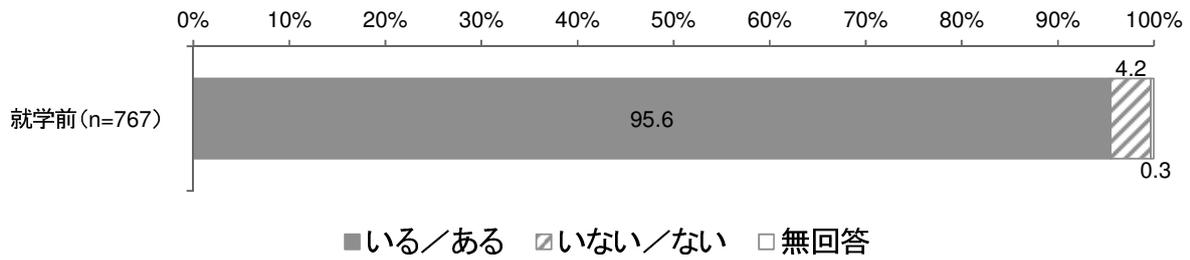
3. 回収数と回収率

- (1) 幼稚園 回収数 292（回収率 93.0%）
- (2) 保育園 回収数 331（回収率 85.1%）
- (3) 未就園児 回収数 144（回収率 41.0%）
- 合計 回収数 767（回収率 72.8%）

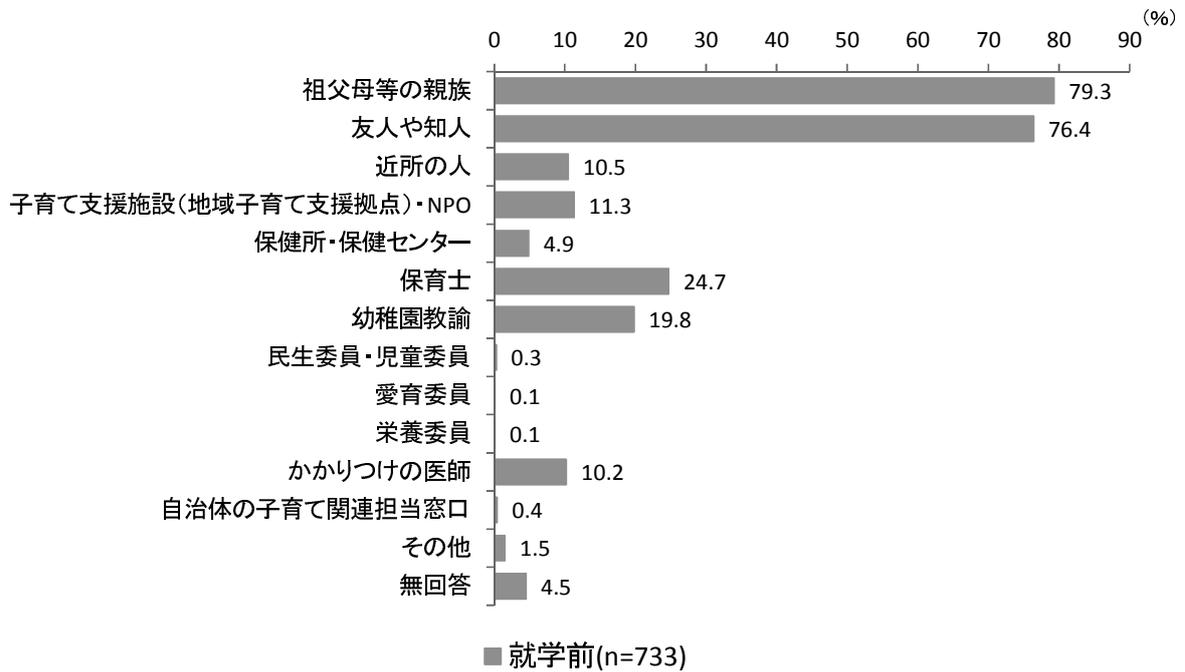
4. 主に子育てを行っている人



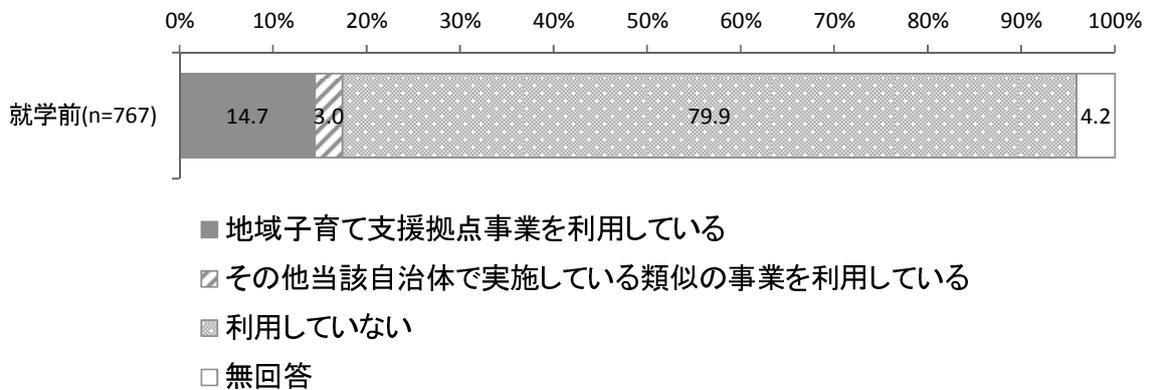
5. 子育てに関して気軽に相談できる人の有無



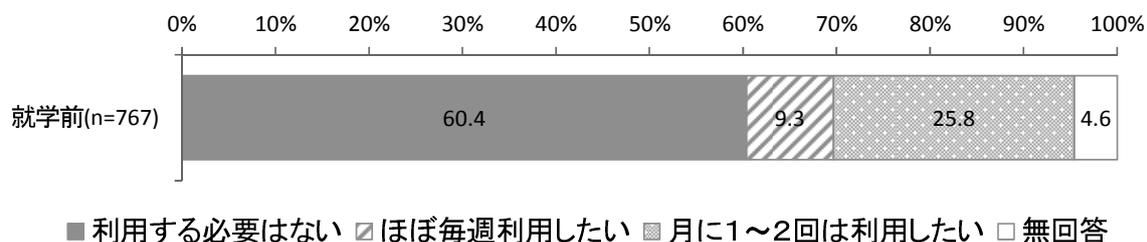
6. 子育てに関して気軽に相談できる人



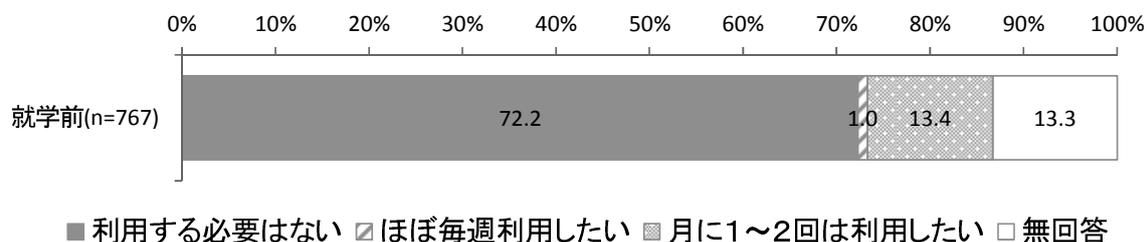
7. 現在の地域子育て支援拠点事業利用状況



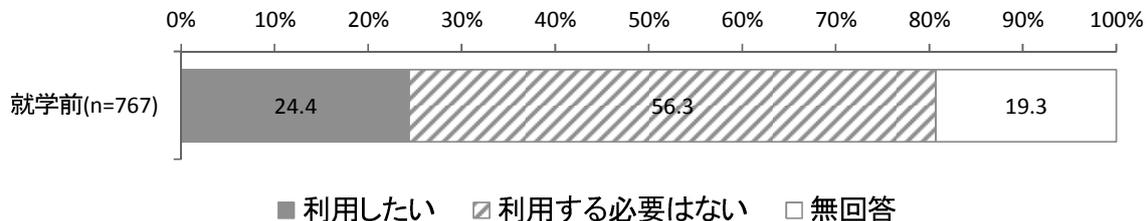
8. 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望



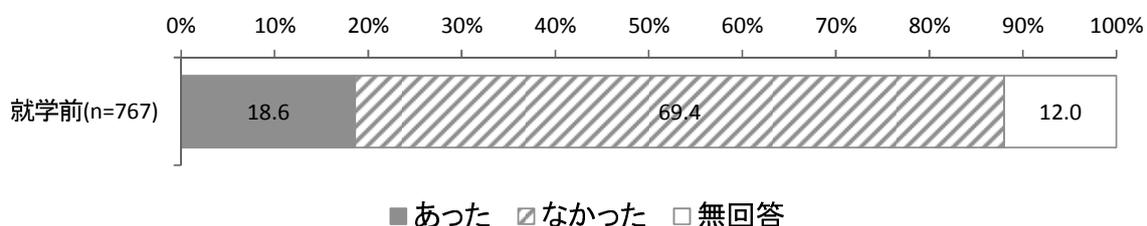
9. 日曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望



10. 私用等の目的で子どもを預ける事業の利用希望



11. 過去1年に泊りがけで家族以外にみてもらったことの有無



資料6 用語定義

	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の付属機関）
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、「学校教育法」第1条に規定する幼稚園及び「児童福祉法」第39条第1項に規定する保育園をいう（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育園（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（法第27条）

	用語	定義
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第11条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育を必要としない子ども）の就学前子ども ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第31条）</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業（法第59条）
19	放課後子ども総合プラン	すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的としたプラン

	用語	定義
20	小1の壁	保育園・幼稚園の延長保育などを用い、仕事と育児の両立をされていた共働き家庭等が、放課後の保育がない小学校入学を機に、仕事と育児の両立が困難になる状況
21	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいないため放課後の家庭保育に欠ける児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とした事業
22	放課後子供教室	地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業
23	学校支援地域本部事業	学校の求めに応じ、環境整備・登下校の見守り・授業の補助等の必要な支援を地域住民等によるボランティアが行う体制を構築する事業
24	まなび塾	学習意欲の向上と学習習慣の確立を目的に、土曜日や長期休業中に市内各地の公民館で補充学習を行う事業
25	放課後学習サポート事業	地域の人材が放課後に児童の補充的な学習を支援することで、児童の基礎学力の定着を図る事業



備前市
子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成27年3月

発行 備前市

〒705-8602

岡山県備前市東片上126番地

TEL 0869-64-1853
